

仕様書番号：第 50 号
作成年月日： 7. 7. 23

航空障害灯保守点検役務

件 名	航空障害灯保守点検役務	図面番号	1 / 3
種 別	表 紙	縮 尺	図 示
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕 様 書

- 1 役務件名：航空障害灯保守点検役務
- 2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地内
- 3 業務概要：100m通信鉄塔航空障害灯の保守点検 1式
- 4 履行期限：令和8年3月31日

5 一般事項

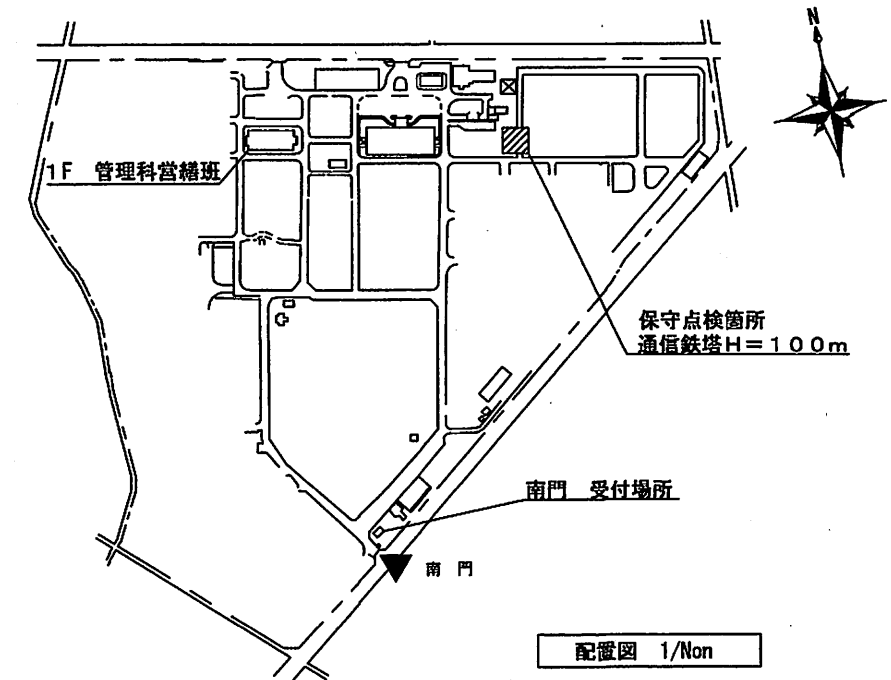
- (1) 本業務は、本仕様書による他、下記仕様書及び関係法規を準拠する。
 - ・ (財) 建築保全センター編集建築保全共通仕様書
 - ・ (財) 建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引き
- (2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。
- (3) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。
- (4) 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。
- (5) 施工図・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。
- (6) 役務写真はカラーサービス版又は電子データ (jpeg) 撮影とし、作業前・作業中・作業後搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影する。また、作業後は工事用アルバムに整理の上、ネガ又は記憶媒体を提出する。
- (7) 業務に必要な電気・水道等は請負業者の負担とする。
- (8) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。(各種溶接作業も含む)
- (9) 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき請負業者の責任において原状に復旧する。
- (10) 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
- (11) 本役務は、役務完了後1年間を保証期間(瑕疵期間)とする。その間に発生した不具合については、請負業者の責任において速やかに対処する。
- (12) 点検の際に部品の欠落等の確認をした場合は該当部品の規格を調査したのち、見積書を作成し、監督官に提出する。

6 特記事項

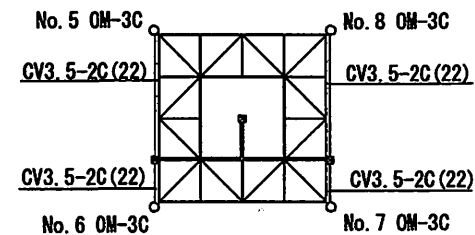
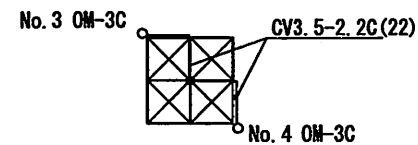
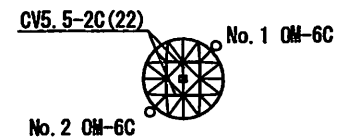
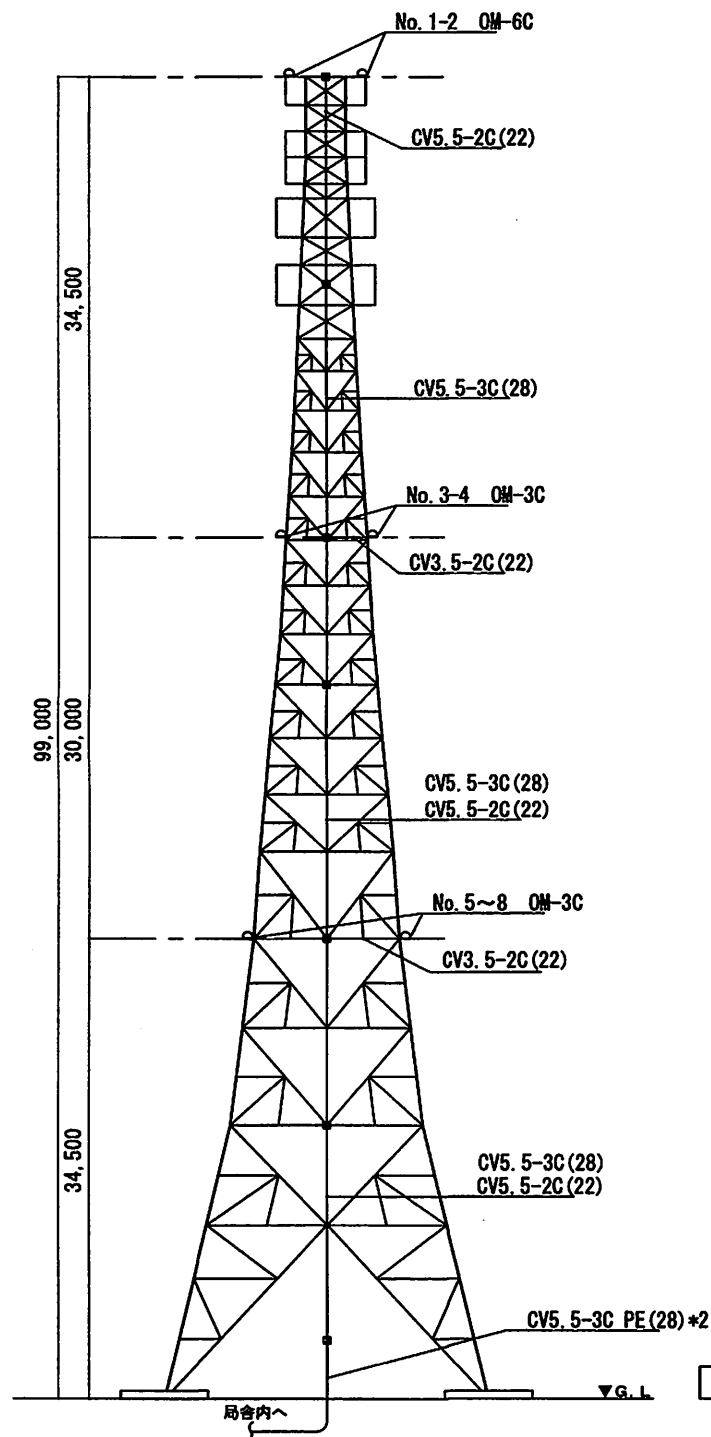
- (1) 保守点検に必要な消耗品等については、請負業者の負担により準備する。
- (2) 請負業者は、事前に作業実施者の一覧表を監督官に2部提出する。
- (3) 高所作業の際は、安全対策を確実に行うものとし、工具等の落下防止に注意する。
- (4) 保守点検対象の航空障害灯制御盤及び灯具については、表1のとおりとする。
- (5) 保守点検の項目については表2のとおりとし、建築保全業務報告書作成の手引きに準じ、報告書を2部作成し提出する。
- (6) 鉄塔の昇降方法は地上4.5mまでは階段、それより上は梯子となっている。

表1				
名 称	灯 具		ラ ンプ	
	No.	規格	規 格	数 量
航空障害灯制御盤 (日本光機工業製 H25.8 製造番号5837)	1~2	0M-6C	1箇所点滅 耐震用LEDφ17'	2 個
	3~8	0M-3C	1箇所点灯 耐震用LEDφ17'	6 個

表2		
点検項目	点 検 内 容	備 考
1. 灯具	・ レンズを外して内外面の汚れ、灯具の損傷及び腐食の有無を点検する。 ・ ランプソケット及び配線接続の良否を点検する。 ・ 灯具の取付け金物の損傷及び腐食、ボルト緩み等の有無を点検する。	
2. 支持柱	・ 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無を点検する。 ・ 変形、破損及び腐食等の有無を点検する。 ・ ボルトの緩み、腐食及び欠落等の有無を点検する。	
3. 制御盤	・ 母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・ 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	



役務件名	航空障害灯保守点検役務	図面番号	2 / 3
図面名	仕 様 書	縮 尺	図 示
練馬駐屯地業務隊管理科			



航空障害灯設置位置詳細図 1/400

通信鉄塔姿図 1/400

役務件名	航空障害灯保守点検役務	図面番号	3
図面名	通信鉄塔姿図 航空障害灯設置位置詳細図	縮尺	3
図示			
練馬駐屯地業務隊管理科			